

令和8年度 第3回 港区中小企業振興審議会 議事録

会 議 名	令和8年度 第3回港区中小企業振興審議会
開 催 日 時	令和8年7月28日（火）10時00分から12時00分まで
開 催 場 所	札の辻スクエア8階活動室
委 員	（出席者）田中会長、橋本委員、山崎委員、中川委員、山川委員、高橋委員、朝倉委員（オンライン出席）、土屋委員、玉木委員、やなぎわ委員、白石委員、臼井委員、新保委員、渡邊委員、堀切川委員、久保田委員 （欠席者）井口委員、櫻庭委員
事 務 局	産業・地域振興支援部産業振興課
傍 聴 者	2名
会 議 次 第	1 開 会 2 議 題 （1）第2回中小企業振興審議会議事録の確認について （2）商店街振興について 3 質疑応答・意見交換 4 その他（連絡事項） 5 閉 会
配 布 資 料	[事前配付・席上配付] 資料1 第2回港区中小企業振興審議会 議事録 資料2 第4次港区産業振興プラン後期計画の総括について【商店街振興】 資料3 港区商店街に係わる直近の動向 資料4 港区の商店街の現状分析 資料5 商店街振興に対する施策の方向性（案） 参考資料 ※ 港区商店会・商店街振興組合等一覧 ※ 第3回中小企業振興審議会に対する欠席委員からのご意見 ※ （仮称）港区産業・観光振興プランを構成する3分野を横断的に捉えた共通方針 ※ 港区中小企業振興審議会委員名簿 ※ 座席表 ※ 第5次港区産業振興プラン策定に係る基礎調査報告書及び概要版（冊子）、次期港区観光振興プラン策定に係る観光動態基礎調査報告書及び概要版（冊子）

会議の結果及び主な発言	
事務局	1 開会 (配布資料確認・本日の流れ) 田中会長及び山崎委員は、交通事情により遅れて出席する旨の連絡があった。田中会長が到着するまでの間、港区中小企業振興審議会条例に基づき、田中会長の指名により橋本委員が会長の職務を代理することとなった。 2 議題 (1) 第2回中小企業振興審議会議事録の確認について (田中会長到着のため、以降の進行は田中会長が実施)
田中会長	次第2「議題」に入る。まず、第2回港区中小企業振興審議会議事録の確認について、第2回港区中小企業振興審議会議事録について、修正等があれば発言いただきたい。 (意見なし、議事録について承認) (2) 商店街振興について
田中会長 事務局	商店街振興の分野について、課題などを伺いたい。 (資料2から資料5について説明)
田中会長	3 質疑応答・意見交換 本日は、商店街振興に関する今後の方向性について意見をいただきたい。資料5に示された基本方針1から基本方針3までの順に意見交換を行う。議論に入る前に、欠席委員から事前に提出された意見について、事務局から紹介をお願いしたい。
事務局	(参考資料「第3回中小企業振興審議会に対する欠席委員からのご意見」について説明)
臼井委員	基本方針1「地域とともに発展する魅力ある商店街の形成」について 資料3のとおり、港区ではここにきて商店会数及び加盟店舗数が増加している。各商店街による勧誘努力もあるが、全体としては、みなトクP A Yの効果が大きいと考えている。再開発により既存店舗が減少する一方、みなトクP A Yを利用して集客したい店舗が商店街への加入を希望し、商店街がない地域では新たな商店街をつくろうとする動きも生まれている。六本木では、結果として会員数が大きく増減していないように見えても、内訳を見ると、既存店舗の減少と新規加入が同時に起きている。

臼井委員

また、商店街では後継者や将来の担い手が不足している。役員は報酬を得るためではなく、地域への思いによって活動している。戦後の復興期には、地域の事業者が共通の目的を持って横のつながりを築いたが、再開発や地域の多様化が進んだ現在は、コミュニティを形成しにくく、限られた人がイベント運営を担っている。

今後は、補助金を活用してイベントを行うだけでなく、商店街自らが事業収益を得て、自立できる仕組みをつくる必要がある。例えば、街路灯に掲出するフラッグに広告を掲載し、得られた収益を環境美化や防犯等、地域に還元する事業がある。現在、街路灯フラッグでは認められているが、デジタルサイネージ等では同様の広告収益を商店街が得ることが難しい。広告や企業協賛による収益を地域に還元できる事業スキームを広げ、自立する商店会を区として後押ししてほしい。

港区は人や企業が多く、広告や協賛で収益を得られる可能性があることが強みである。そのためには、責任ある組織が必要である。区内 58 商店会・商店街のうち、商店街振興組合法に基づく商店街振興組合は 6 組合にとどまる。任意の商店会は比較的容易に設立できるが、振興組合は法人格を有し、法に基づいて運営されるため、社会的信用につながる。商店会・商店街の自立に向け、振興組合化を後押しする施策を推進してほしい。

さらに、再開発によって同じような街並みが増え、地域の個性が見えにくくなることを懸念している。再開発後の街をデベロッパー 1 社の考えだけで運営するのではなく、地域やまちづくり全体を考える必要がある。商店街振興とまちづくりは一体であり、「まちづくりの中にある商店街」という共通認識を持ってほしい。

事務局

商店街振興組合と任意の商店会の位置付けについては、重要な課題と認識している。振興組合化すると、予算・決算を含む金銭管理が組織的に行われ、商店街の区域も法的に明確になる。みなトク P A Y の普及に伴い、新たな商店街が増えるほど、それぞれの商店街の区域を整理する必要性も高まる。資料 5 に掲げる「商店街組織の持続可能な運営基盤の強化」の観点からも、振興組合化は必要な取組の一つと考えており、今後の施策を検討する中で位置付けを整理したい。

田中会長

振興組合となると、ハードルが高いと感じるが、臼井委員のご発言の中にある意図は責任ある組織ということであれば、かならずしも法人化が必要というわけではないのか。

臼井委員	そうではある。ただし、振興組合は数百店舗の大規模な商店街でなければ設立できないものではなく、数十店舗でも設立できるため、可能であれば法人化することが望ましい。民間企業等と連携する場合にも、会長個人がすべて対応する組織より、事務局を備えた法人組織の方が信用を得やすい。また、会長が交代する際にも、個人に依存せず組織として引き継ぐことができる。必ずしも大所帯だから振興組合にするのではなく、責任ある運営体制をつくるために法人化するという考え方である。
田中会長	みなトクPAYを利用できる商店会というのはどのような条件なのか。
事務局	みなトクPAYの利用店舗となるには、原則として、店舗が所在する地域の商店会に加入することが条件となる。区内 58 商店街のいずれかに加盟した上で利用申請を行う。店舗の所在する地域に加入できる商店会がない場合は、港区商店街連合会の賛助会員として加盟することで利用が可能となる。
高橋委員	港区の店舗の商店会への加入率はどれくらいか。
臼井委員	港区全体の加入率は把握していない。六本木地区については、飲食店検索サイト上では西麻布を含め約 3,000 店舗あるが、西麻布や六本木一・二丁目等を除き、六本木商店街の区域内を概ね 2,000 店舗とすると、加入店舗は 200 店舗余りであり、加入率は 1 割程度と考えられる。一方、麻布十番のように店舗が連続して立地し、日常的に店舗同士が声を掛け合える地域では、加入率がより高い。六本木は昼営業・夜営業など店舗の形態が多様で、事業者同士の接点がつくりにくいことも加入率の低さにつながっている。 また、大型商業施設では、施設運営事業者が商店会に加入していても、館内の各テナントは個別に加入していない場合がある。
高橋委員	目黒区は、加入率が 100%であるという商店会もある。商店会長が新規店舗に声がけして 100%という形である。
臼井委員	港区にもそのような加入率が高い商店会もある。
高橋委員	加入率を上げるために、どのような営業努力をしていくのか。
渡邊委員	新橋地区では、みなトクPAYを利用したいことをきっかけに商店会への加入を希望する店舗がある。ビルごとに地下・1階・2階等で商店会が分かれている地域では比較的加入しやすく、みなトクPAYを利用したい店舗が商店会に入り、滞納していた会費等を支払うようになった例もある。新橋の飲食店ではみなトクPAYへの関心が高く、商店会への加入促進に大きな効果が出ている。
田中会長	条例で商店会加入を促すこと、コミュニティ・地域的な問題を考えていくにあたり、母体形成が難しいという話はでていたが、引き続き課題があるようだ。

事務局	港区全体では、令和３年経済センサスに基づく事業所数が約 4.1 万事業所であるのに対し、商店会加盟店舗は約 3,000 店舗であるため、単純計算では 1 割未満となる。ただし、事業所数には路面店舗だけでなく、オフィス内で事業を行い、区民に直接接客しない事業所等も含まれるため、商店街加入の対象となり得る店舗だけを母数とした加入率ではない。 一方、みなトクＰＡＹを利用したいという要望は多く、既存商店街の区域外にある店舗が集まって、新橋周辺や虎ノ門周辺等で新たな商店街を設立した例がある。みなトクＰＡＹの運用開始以降、こうした動きにより 2 商店街が増えている。区としては、商店街がない地域に対しても、みなトクＰＡＹの利用を一つの契機として、商店街設立や加入を促進したい。
渡邊委員	船会社であるシーラインは芝浦商店会に入ったということもある。飛び地だと難しい。入りやすいようになってほしい。縛りは必要なのか。
事務局	商店会がない地域や、既存の商店会から物理的に離れた店舗については、港区商店街連合会の賛助会員として加盟することができる。これまでに、その方法で加盟した例がある。一方、店舗が地域イベントやコミュニティに参加することも重要であるため、近隣に加入可能な商店会がある場合は、まずその商店会を案内することを基本としている。
新保委員	商工会議所としては、商店街振興を地域のインフラと位置付けるべきと考えている。商店街は、単なる買物の場にとどまらず、防犯・防災、見守り、雇用、観光等、地域機能を支える基盤である。商店街振興組合についても、売上向上だけを目的とするのではなく、雇用を含めた地域の様々な問題を組織の中で解決できる仕組みとして発展することが重要である。 一方、再開発施設内の店舗は、デベロッパーが売上を含めて管理しており、個別店舗の自由度が低い。売上が上がらない店舗は退店を求められることもあり、一般の路面店舗とは異なる事情がある。
田中会長	大型商業施設の個別の店舗が商店会に入る権限がないのか。
新保委員	ディベロッパーが阻止するかもしれない。
臼井委員	ディベロッパーより、個別店舗へのアプローチはやめてほしいといわれる。
新保委員	六本木地区の再開発事業では、ディベロッパーから事前説明があり、施設運営者が商店街に加入する一方、個別テナントへの勧誘は行わないよう求められた経緯がある。
山川委員	ディベロッパーのトップに働きかけた場合、どうか。
臼井委員	特定の事業者に限らず、再開発事業者には同様の傾向があり、再開発時に個別協定等が結ばれている場合もある。
新保委員	東京ミッドタウンについても、六本木商店街振興組合から個別テナントを勧誘することは難しい状況である。

山川委員	再開発の担当者ではなく、上への働きかけをする必要があるのでは。法人格であるなら、トップ同士で話す必要があるのでは。港区としても、協力する体制はできないのか。
中川委員	港区は十分に取り組んでいると考えるが、これは行政だけでなく民間事業者がビジネスとしてどう動くかという問題でもある。資料全体を見ると、人手不足への対応、デジタル連携、マーケティングが重要な要素である。港区は夜間人口に比べて昼間人口が非常に多く、インバウンドも含めて大きな市場がある。大型商業施設と商店街の間に顧客層の断絶があるのであれば、商店街側が区外から来る人をどのように取り込むかを考える必要がある。 スタンプラリー、巡礼、街歩き等は既に行われているが、さらに分かりやすく、目立つ形で展開してもよい。実際に街を歩くと、どこからどこまでが各地域なのか分かりにくいことがあるため、「ここはこういうエリアである」と地域が自己主張し、個性を発信することが重要である。58 商店街をそれぞれ個別に扱うだけでなく、資料に示された 6 地区を一つの単位として、地区ごとに特色を打ち出し、良い意味で競い合う取組も考えられる。
橋本委員	大規模開発と正面から競争することは現実的には難しいが、商店街への回遊性を高めることは重要である。インバウンド客だけでなく日本人にも、歴史ある街並みや昔ながらの店舗を歩いて楽しみたいという需要がある。大規模施設はどこも似た景観になりやすく、そうした空間に疲れる人もいるため、異なる魅力を持つ商店街に呼び込む余地がある。 資料に記載された事業はソフト施策として重要であるが、ハード面の整備も必要である。歩行空間を整備し、必要に応じて自動車交通を制限するなど、安心して回遊できる街をつくり、「この道を歩けば魅力ある店舗に出会える」と感じられる環境を整えることが、商店街の魅力向上につながる。
臼井委員	歩ける街をつくるため、区や東京都が歩行環境を整備する際には、地元商店街も計画に関わる必要がある。歩行空間を含むまちづくりがあり、その中に商店街があるという考え方で取組を進めたい。 港区は昼間人口が多いため、区外から来る人を大規模施設だけでなく、商店街にも呼び込むアイデアが必要である。
田中会長	大規模商業施設と商店街を単純に対立させるのではなく、大規模施設の来訪者を商店街へ回遊させるなど、連携の方法を検討する必要がある。港区全体のにぎわいにつなげる視点が重要である。

新保委員	街歩きを促すには、歩行空間が整理されていることが重要である。港区内では、主要な通りが都道、協道が区道となっていることが多く、管理主体が異なる。都道について区から東京都に要望することはできるが、区が直接管理できないため、改善まで時間がかかる。例えば、歩道整備後に破損したガードパイプが黄色と黒のテープで応急処置されたまま長期間残り、街の景観を損ねている。商店街から区に改善を求めても進まないことがあり、こうした行政間のギャップを解消しなければ、良い街にはならない。 また、ごみ箱が撤去された結果、インバウンド客がごみの捨て場所に困っている。外国では街中にごみ箱があることが一般的であり、ごみを持ったまま歩き回る外国人も見られる。ごみ箱や回収の在り方についても、商店街振興だけでなく、まちづくり全体の問題として検討してほしい。 基本方針２「地域経済循環を促進する商店街の活性化」について
田中会長	基本方針２「地域経済循環を促進する商店街の活性化」について意見をいただきたい。 外国人観光客がみなトクＰＡＹにチャージする場合、クレジットカードからのチャージは可能か。
事務局	クレジットカードを紐付ける際にはマイナンバーカードによる本人確認が必要であるため、インバウンド旅行者には利用が難しい。コンビニエンスストアで現金をチャージすることは可能であるが、利用上のハードルは高い。
渡邊委員	新橋地区には、性的少数者が経営する店舗等が約 65 店舗あると聞いている。そうした店舗の中には、周囲から特別な目で見られることを避けたいという理由で商店会への加入に心理的な抵抗を感じている店舗がある。みなトクＰＡＹには関心があり、利用方法を尋ねられることもあるが、商店会への加入が条件であると分かると諦めてしまう。店舗規模は小さくても、長く営業し、固定客を持つ店も多い。誰もが参加しやすい仕組みを行政として検討してほしい。
事務局	新橋地区は店舗数が多く、みなトクＰＡＹの利用店舗を増やす必要があると認識している。現在、商店会に加入していてもみなトクＰＡＹを利用していない店舗があるため、各商店会に訪問や声掛けをお願いしている。また、商店会未加入で利用を希望する店舗についても、近隣の商店会へつなぐよう働きかけている。60 店舗以上が利用を希望しているということであれば重要な情報であるため、詳細を確認した上で、該当する商店会に案内したい。
臼井委員	任意の商店会では、会長個人の判断によって加入を拒まれる場合がある。商店街振興組合であれば、法律に基づき加入拒否が制限され、役員会等の正式な手続で判断することになるため、組織化する意義は大きい。
中川委員	外国人が利用しにくいという点は課題である。インバウンドは大きな市場であるため、利用促進を検討すべきである。

事務局	みなトクP A Yは外国人が利用できないわけではない。全区民への1万円分のポイント付与では、外国人住民にも同様に付与し、利用されている。スマートフォンの言語設定が英語であれば、アプリも英語表示となり、QRコードを読み取り金額を入力する基本操作は外国人でも利用できる。 課題はチャージ方法である。コンビニエンスストアでの現金チャージは可能であるが、クレジットカードによるチャージには、セキュリティ上、マイナンバーカードを用いた本人確認が必要となるため、短期滞在のインバウンド旅行者には利用しにくい。現在のみなトクP A Yは、数日間港区を訪れる旅行者よりも、港区を生活・勤務の拠点として日常的に利用する住民や在勤者を主な対象として設計している。
中川委員	日本に来る外国人はリピーターが多いので、市場として過小評価しているのかもしれない。
事務局	外国人旅行者の利便性向上について、港区商店街連合会等と協議しながら、仕組みの改善を検討したい。
中川委員	みなトクP A Yの購買行動のログは取得できるのか。
事務局	利用日時、利用店舗、金額等のデータは取得しており、施策の検討に活用することが可能である。
中川委員	安心安全につながる形で警察なども利用する例があるのでは。
事務局	全区民への1万円分のポイント付与事業では、各戸に送付したギフトコードが不正に取得され、別の者に使用された事案があった。その際、何時何分に、どの店舗で利用されたかというログを警察に提供し、捜査に活用された。利用データは、運用方法によっては防犯カメラのデータと同様に、安全・安心の確保にも役立つ可能性がある。一方、まずは不正利用を防止し、制度を適切に運用する責任があると認識している。
白石委員	みなトクP A Yは20代の利用が少ない。区内在住の若者は日中に区外へ出ることも多く、区内で利用する機会が少ないほか、利用できる店舗が十分でないという声もある。
事務局	若い世代、特に20代への訴求は、商店街全体の課題と認識している。利用できる店舗を直ちに増やすことは、事業者の判断もあるため容易ではないが、若者に魅力が伝わる見せ方を強化している。令和6年度から開始した「港区商店街バズらせプログラム事業」では、20代女性を主な対象として、若い俳優等のインフルエンサーを起用し、写真映えするカフェなど、若者が関心を持ちやすい店舗をSNSやY o u T u b eで紹介している。紹介店舗は、みなトクP A Yを利用できる店舗から選定している。 また、情報が20代に確実に届くよう、年齢や地域等を設定した広告配信も行っている。

白石委員	若者はT i k T o k等から情報を得ることも多いため、媒体を工夫し、区内在住の 20 代を取り込んでほしい。
田中会長	みなトクP A Yのふるさと納税返礼品としてポイントが得られるものがあるか。
事務局	現在、みなトクP A Yをふるさと納税の返礼品として活用することを検討している。総務省の地場産品基準があるため、すべての加盟店舗で利用できるものではない。港区内で提供される商品・サービスに限られ、特に飲食、宿泊等の体験型サービスを中心に対象を整理している。対象店舗や運用方法について、現在、実施に向けた調整を行っている。
事務局 (観光政策係)	みなトクP A Yのふるさと納税返礼品化について、令和8年 10 月頃の開始を目指して関係部署と調整している。対象は、総務省の地場産品基準を満たし、港区内で提供される飲食、宿泊等の体験型サービスである。全国展開するチェーン店等は対象外となる場合があり、港区内のみで展開する店舗となる。みなトクP A Y加盟店舗に参加意向を確認するアンケートを行い、協力の意向を示した店舗で利用できるようにする予定である。現時点では、対象店舗数は確定していない。
土屋委員	ふるさと納税は区民が返礼品を受けられないのか。
事務局 (観光政策係)	港区民は、港区へのふるさと納税による返礼品を受け取ることができないため、本事業の対象外となる。
	基本方針3「持続可能な商店街活動を支える基盤の強化」について
田中会長	基本方針3「持続可能な商店街活動を支える基盤の強化」について意見をいただきたい。
中川委員	みなトクP A Yの 10 代以下の利用が少ないことは理解できるが、将来の担い手となる小・中・高校生と商店街との関わりをつくる取組は行っているか。
臼井委員	みこしは町会や神社の行事となることが多いが、商店会でも道路を規制し、テント等を出して祭りやイベントを開催している。その際、若者に運営を手伝ってもらったり、ボランティアとして参加してもらったりしている。過去には、高校生が企画段階から参加し、手配や運営を担い、大人は後ろから支える形で実施したこともある。こうした経験を通じて、地元への愛着を持ってもらうことができる。学校によっては、ボランティア活動が進学時の評価対象となることもあり、高校生が積極的に参加するきっかけとなっている。
高橋委員	振興組合化について、臼井委員に聞きたい。6 振興組合にとどまっているが、設立しない理由はなにか。

臼井委員	振興組合化が進まない最大の理由の一つは、設立手続きが煩雑であることである。また、区域内事業者の一定割合、例えば3分の1程度が加入する必要があるなど、加入率に関する要件がある。六本木でも実際の加入率は1割程度であるが、ビル所有者が加入した場合に、そのビル内の店舗を加入店舗として算定するなど、個別の調整によって設立することができた。このような細かな交渉が必要であり、設立要件だけを見て「自分たちには無理だ」と諦める商店会が多い。 東京都商店街振興組合連合会でもこの点を課題と認識し、制度の見直しを求めているが、商店街振興組合法が議員立法であること等から、改正は容易ではなく、長年同じ課題が続いている。
高橋委員	振興組合化を促進するため、具体的にどのような支援が必要か。また、設立後も持続可能な組織とするには、何を支援すべきか。
臼井委員	各商店会がなぜ振興組合化しないのか、個別に事情を確認し、要件を満たす方法を一緒に考える丁寧な支援が必要である。東京都の補助制度では、振興組合であることにより補助率が高くなる場合もあるため、こうしたメリットを分かりやすく示すことも有効である。設立要件のどこが難しいのかを確認し、申請や関係者との調整まで支援することで、振興組合化を進められると考える。六本木でも設立できたため、取り組もうとすれば他の商店会でも可能性はある。
高橋委員	振興組合を担っていくリーダーの形成が必要か。
臼井委員	振興組合を持続可能な組織にするには、事業収益を上げ、運営を担う人に報酬を支払える形をつくる必要がある。現在は、自分の店舗を経営しながら、営業終了後に無償で商店会活動を行うことが多く、長期的に続けることは難しい。
高橋委員	店舗ごとに営業時間も異なり、営業中に会議を行えば店を離れられない人もいる。自店の営業と商店会活動への関与をどのように両立するかは難しい課題だが、地域ごとの運営方法や取組例を共有することが必要である。
橋本委員	事業承継はセミナーなどをよくやっているが、港区は何かやっているのか。
事務局	港区では、事業承継を検討している事業者専門家を無料で派遣し、個別の相談に対応している。専門家派遣を利用する段階に至っていない事業者に対しても、産業振興センターで相談を受けている。また、区単独又は金融機関との連携により、事業承継セミナーを定期的に実施している。 事業承継が必要となる直前ではなく、早期から準備を始めてもらうため、直近では40代・50代を対象としたセミナーも開催した。事業承継に関する相談は増加しており、特に令和8年に入ってから増えているという感覚がある。

橋本委員	業態によって事業承継の方法が異なるため、専門家を派遣して個別に対応できることは有効である。引き続き、地道に支援を進めてほしい。
田中会長	事業承継に関する課題は、以前と比べて変化しているか。
臼井委員	後継者不足という構造的な課題は以前から続いているが、次世代が商店街や事業の魅力をどのように感じるかは変化している。自分の店舗を承継することと、商店街組織を維持し担うことは同じではないが、いずれも魅力がなければバトンを受け取りたいとは思われない。個店の事業そのものの魅力、商店街組織の魅力を高め、それを次世代にうまく発信していくことが、以前にも増して重要になっている。
新保委員	商工会議所では、税制改正の動向も含め、事業承継を重要な課題と認識している。路線価が大幅に上昇し、地域によっては2割程度上がっている。店舗を構えて資産を保有していても、資産価値に見合う売上や収益を得られているとは限らない。しかし、相続や事業承継の際には資産価値を基準に税負担が生じるため、税金を支払えず、事業を続けたくても継続できないケースが今後増えることが懸念される。 事業承継優遇税制には期限や適用要件があり、利用のハードルも高い。この問題は商工会議所だけでなく、商店街、芝法人会、麻布法人会等の関係団体と一緒に考える必要がある。地域から問題を提起しなければ、国の制度を決める側に現場の状況が十分伝わらない。中小企業は日本企業の大部分を占めているため、港区だけでなく23区全体で考えるべき重要な課題である。
田中会長	基本方針1から基本方針3までを通して、ほかに意見はあるか。
玉木委員	区民アンケートと店舗アンケートを見ると、商店街に駐車場・駐輪場が不足しているという意見が双方から出ている。まちづくり部門の所管事項ではあるが、商店街が地域の環境整備を担っていることから、産業振興部門からも支援の拡充を働きかけてほしい。 個店支援では、人材確保と福利厚生の実を求める意見が多い。前回の中小企業支援の議論でも同様の意見があったため、施策に反映してほしい。また、大型店舗、繁華街、通信販売等では代替しにくく、地域住民が近場で利用したい業種として、クリーニング、理美容、ガソリンスタンド等がある。こうした業種は地域生活に必要である一方、設備更新の負担が大きく、店舗数が減少している。特に、自店で機械を保有するクリーニング店等は、事業承継や設備更新が難しい。区民が必要としている業種を把握し、存続に向けた対応を検討してほしい。

玉木委員	区民が商店街を利用しない理由と、店舗側が選ばれていると考える理由に差がある。例えば、区民は価格が高いと感じている一方、店舗側は価格の安さを選ばれる理由として挙げているほか、商品の鮮度等についても認識に差が見られる。こうした区民と店舗の意識のギャップを埋めなければ、持続的な商店街づくりにはつながらないため、課題として捉えてほしい。
やなざわ委員	港区は昼間人口が多く、夜間人口を大きく上回る人が区内に来ている。みなトクＰＡＹは、利用促進だけでなく、商店会の加入店舗数を増やす効果もあり、成功している取組である。次の展開として、ふるさと納税の返礼品に活用し、区外から来る人や在勤者にみなトクＰＡＹを使ってもらうことで、区外へのふるさと納税による税収流出への対応にもつなげてほしい。
土屋委員	再開発、道路管理、歩行環境等の課題は、産業振興部門だけで解決できるものではない。まちづくり部門の所管事項であっても、商店街振興と密接に関係するため、産業振興部門から働きかけ、関係部署と連携して進めてほしい。
田中会長	本日の議論では、今後の商店街振興を考える上で重要な論点が示された。事務局において、今後のプラン案等の検討に反映してほしい。本日発言しきれなかった点や、改めて気付いた点がある場合は、事務局まで提出いただきたい。
	4 その他（連絡事項）
事務局	事務局より、今後の審議会開催スケジュールについて説明があった。第4回港区中小企業振興審議会は、令和8年9月1日（火）午後6時から午後8時まで開催予定である。次回は観光振興分野を中心に審議するとともに、プラン素案の骨組みを示す予定である。
	5 閉会
田中会長	これをもって令和8年度第3回港区中小企業振興審議会を閉会する。